

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7長地環第5-16号
令和8年（2026年）1月6日
長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項		内 容	
氏名及び住所		有限会社吉越商事 代表取締役 吉越 明人 長野県飯山市大字瑞穂 4180 番地6	
申請の区分（I）		産業廃棄物処理施設の変更許可	
条例 第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯山市大字瑞穂字川原田 318番1ほか	
	②廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設（移動式兼用）	
	③処理を行う廃棄物の種類	・破碎する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	680 t/日 (85.0 t/h : 8時間稼働)	
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	がれき類の破碎施設（移動式兼用）の入替 新 旧 (1)処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR380JG-3 (2)処理能力 680 t/日 (85.0 t/h : 8時間稼働)	(1)処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR300J-1 (2)処理能力 384 t/日 (48.0 t/h : 8時間稼働)
条例 第39条	⑩対象周辺地域の範囲	飯山市瑞穂関沢区及び大倉崎区	
	⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	・飯山市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しく	

条		は事業場を有する者 ・対象周辺地域で農業、林業又は漁業を営む者
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 有限会社吉越商事本社事業所（飯山市大字瑞穂 4180 番地6） (期間) 事業計画協議終了まで（土日・祝日を除く。） (時間) 午前8時～午後5時
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和8年1月20日（火）午後7時から (場所) 関沢公民館（飯山市瑞穂4400番地）
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	事業計画協議終了まで (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17号	提出期限 令和8年2月19日（木） 提出先 〒389-2322 長野県飯山市大字瑞穂4180番地6 有限会社吉越商事 (意見書の写しを地域振興局にも送付できます) 写し送付先 〒381-0836 長野県長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A4列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。